

鳥羽志摩記者クラブ  
加盟報道機関 各位

令和 4年 6月 1日 (水)

【照会先】

鳥羽市建設課

担当：木田

TEL 0599-25-1171

**タイトル (仮称) 伊勢志摩地域における自転車活用検討会の設置について**

● 概要： 別添のとおり

※ 本プレスリリースについては志摩市（観光課）と鳥羽市（建設課）の共同プレスリリースとなっております。

## (仮称) 伊勢志摩地域における自転車活用検討会

### 1. 設置の趣旨

伊勢志摩地域の8市町（伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町、明和町）は生活圏を共有し、社会・経済・教育などの面で結びつきも深く、これまでも様々な分野で連携した取組を進めてきており、「伊勢志摩定住自立圏」として、相互の連携を深めながら、それぞれの自治体が有する都市機能や地域資源を有効に活用し、生活に必要な機能を圏域全体で確立していくことで、住民が安心かつ快適に暮らし、誰もが住み続けたいと実感できる圏域づくりを目指しています。

一方、自転車に関する全国的な動向として、平成29年5月に自転車活用推進法が施行され、法律に基づき国は平成30年、三重県は令和2年に自転車活用推進計画を策定し、自転車の活用による施策に取り組んでおり、市町についても、国、県の計画を勘案し、区域の実情に応じた計画の策定に努めるよう位置づけられています。

これらの実情を踏まえ、伊勢志摩地域においても、自転車活用に関して、道路環境、観光、交通安全、スポーツ、健康、環境等あらゆる分野で共通認識および施策を幅広く検討し、将来的には圏域での計画策定も視野に入れる必要があります。

このため、学識経験者、関係者の方々により、大所高所からの視点や中長期的な視点、また専門的な観点などから幅広くご議論いただく場として、「(仮称)伊勢志摩地域における自転車活用検討会」を設置します。

### 2. 進め方

- ・ 検討会及び各部会の構成は（別紙2）のとおりとします。
- ・ 検討会は開催せず、代わりに企画部会で参集、議論を行います。
- ・ 管理者、事業者部会も開催せず、市町行政部会員と個別に議論を行います。
- ・ 企画部会は令和4年度中に2回の開催を予定しています。

### 3. 事務局

伊勢市 都市整備部 交通政策課

## (仮称)伊勢志摩地域における自転車活用検討会委員構成(案)

検討会 ※集合しない、書面決議は有。		
	役職	委員
1	会長	伊勢市長
2	副会長	鳥羽市長
3	副会長	志摩市長
4	副会長	玉城町長
5	副会長	度会町長
6	副会長	大紀町長
7	副会長	南伊勢町長
8	副会長	明和町長
9	委員	大学教授(自転車、交通工学)
10	委員	大学教授(公共交通・環境)
11	委員	大学教授(定住自立圏・文化歴史)
12	委員	サイクルツーリズム・観光
13	委員	利用者・販売者
14	委員	鉄道事業者(1)
15	委員	鉄道事業者(2)
16	委員	バス事業者
17	委員	国土交通省中部地方整備局
18	委員	三重県交通政策課
19	委員	三重県道路管理課
1	行政(事務局)	伊勢市(交通政策課)
2	行政	鳥羽市(建設課)
3	行政	志摩市(観光課)
4	行政	玉城町(総務政策課)
5	行政	度会町(産業振興課)
6	行政	大紀町(観光商工課)
7	行政	南伊勢町(観光商工課)
8	行政	明和町(斎宮跡文化観光課)



企画部会(集合開催) ※議論する場	
会長	
副会長のうち市から1名	
副会長のうち町から1名	
有識者【大学教授(自転車、交通工学)】	
有識者【大学教授(公共交通、環境)】	
有識者【大学教授(定住自立圏、文化歴史)】	
有識者【サイクルツーリズム・観光】	
有識者【利用者・販売者】	
国土交通省中部地方整備局	
三重県交通政策課	
管理者部会(個別協議)	
国土交通省三重河川国道事務所	
国土交通省紀勢国道事務所	
三重県道路管理課	
事業者部会(個別協議)	
鉄道事業者(1)	
鉄道事業者(2)	
バス事業者	
市町行政部会(個別協議)	
伊勢市(交通政策課)	
鳥羽市(建設課)	
志摩市(観光課)	
玉城町(総務政策課)	
度会町(産業振興課)	
大紀町(観光商工課)	
南伊勢町(観光商工課)	
明和町(斎宮跡文化観光課)	

※管理者部会及び事業者部会は市町行政部会と合同

オブザーバー	
三重県警伊勢警察署	
三重県警松阪警察署	
三重県警鳥羽警察署	
三重県警大台警察署	